

# 特定非営利活動法人 芸術工房 フリーサポーター会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人芸術工房（以下「法人」という。）と同じ目的で活動するフリーサポーター会員（以下「フリーサポーター」という。）に関する必要な事項を定める。

## (適用の範囲)

第2条 この規程は、フリーサポーターとしての登録手続きを行い、法人に対して会員登録料500円を納入した会員に対し適用する。

2 この規程は、フリーサポーターが登録を解除し、又は資格を喪失した場合は、その翌日よりその会員には適用しない。

## (規則の遵守)

第3条 フリーサポーターは、この規程を遵守し、法人の会員と共に協力し、活動しなければならない。

## (資格の喪失)

第4条 フリーサポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) 法人の名誉を毀損し、又は法人の目的に反する行為をしたとき。
- (4) 第6条に規定する活動を行わないまま1年以上経過した直後の5月が終わるとき

## (会員証)

第5条 法人は、登録手続きを行ったフリーサポーターに対し、会員証を発行する。

- 2 フリーサポーターとして活動する場合は、常に会員証を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- 3 フリーサポーターが登録を解除し、又は資格を喪失した場合は、法人に会員証を返却しなければならない。

## (活動内容)

第6条 フリーサポーターは、法人が行う事業について、次の活動を行う。

- (1) 法人が主催する事業の運営
- (2) 行政及び芸術施設が主催する事業の協力、参加及び鑑賞、並びに施設の運営協力
- (3) 芸術団体やアーティストが主催する事業の協力、参加及び鑑賞
- (4) 子供達を対象とする事業の協力、参加及び鑑賞
- (5) 寄付、その他、法人の運営に必要な活動

## (活動の実施)

第7条 フリーサポーターは、法人の事業担当理事の示す活動計画に基づいて活動を担当し、実施する。

## (活動結果の情報公開)

第8条 フリーサポーターは、法人に対し事業の結果情報の閲覧を要求することができる。

## (活動報酬)

第9条 法人は、活動を担当したフリーサポーターに対し、別に定める活動報酬表の報酬を支払う。ただし、法人がそのフリーサポーターと書面をもって特別に取り決めした報酬については、この限りではない。

- 2 フリーサポーターは、前項で支払われる報酬のうち源泉徴収税を除いた金額を会員通貨運用寄付金として法人に寄付するものとする。
- 3 第1項に規定する活動報酬表の項目と額は、法人の理事会で定める。

(会員の特典)

- 第10条 フリーサポーターは、法人が取り扱う公演チケットを購入することができる。
- 2 フリーサポーターは、法人が取り扱う公演チケットを購入する場合は、会員証を提示しなければならない。

(会員通貨)

- 第11条 法人は、活動を活性化するため、法人の運用する会員通貨をフリーサポーターに対して準用する。
- 2 会員通貨は紙幣方式とし、単位は「アーツ」とする。
  - 3 会員通貨は、法人の会員、フリーサポーター及び法人と契約した企業又は組織のみ使用することができる。
  - 4 会員通貨の発行及び更新は、法人が行う。
  - 5 会員通貨の有効期限は、発行の翌々年の12月31日までとする。
  - 6 会員通貨の換金はできない。

(会員通貨の発行)

- 第12条 法人は、法人運営に対する寄付金を寄付したフリーサポーターに対し、その額に応じた会員通貨を発行する。
- 2 法人は、第9条第2項に規定する会員通貨運用寄付金を寄付したフリーサポーターに対し、その額に応じた会員通貨を発行する。
  - 3 前2項に規定する会員通貨の額は、法人の理事会で別に定める。

(会員通貨の利用)

- 第13条 フリーサポーターが法人に対し第6条第2号から第4号に規定する活動を依頼する場合、フリーサポーターは、その料金を会員通貨で支払うことができる。
- 2 会員は、法人が取り扱う公演チケットを、会員通貨で購入することができる。
  - 3 前2項に規定する会員通貨の額は、法人の理事会で別に定める。

(改廃)

- 第14条 この規程は、法人の理事会の承認を得て改廃する。

附則

- 1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 第4条第4号の規定は、平成28年6月1日以降の会員に適用する。